

保育の必要性の認定申請について

1. 保育の必要性の認定申請とは

子ども・子育て支援制度では、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する際に、保育の必要性の認定を受けることが必要になります。

2. 保育の必要性の認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、 小規模保育施設、 事業所内保育施設 等
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、 小規模保育施設、 事業所内保育施設 等

3. 保育の必要性の認定申請手続きについて

①市に保育の必要性の認定申請をしていただきます。

(「教育・保育給付認定申請書」)

②審査後、保育の必要性の認定内容を記載した決定結果通知書を市から交付いたします。

(審査結果については、4月の入所に向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要することが予想されますので、予めご了承ください。)

③認定結果通知書は、施設の入所を決定するものではありません。

④施設によって入所希望が集中する場合は、保育の必要性の順位の高い方から、入所の決定を行いますのでご了承ください。

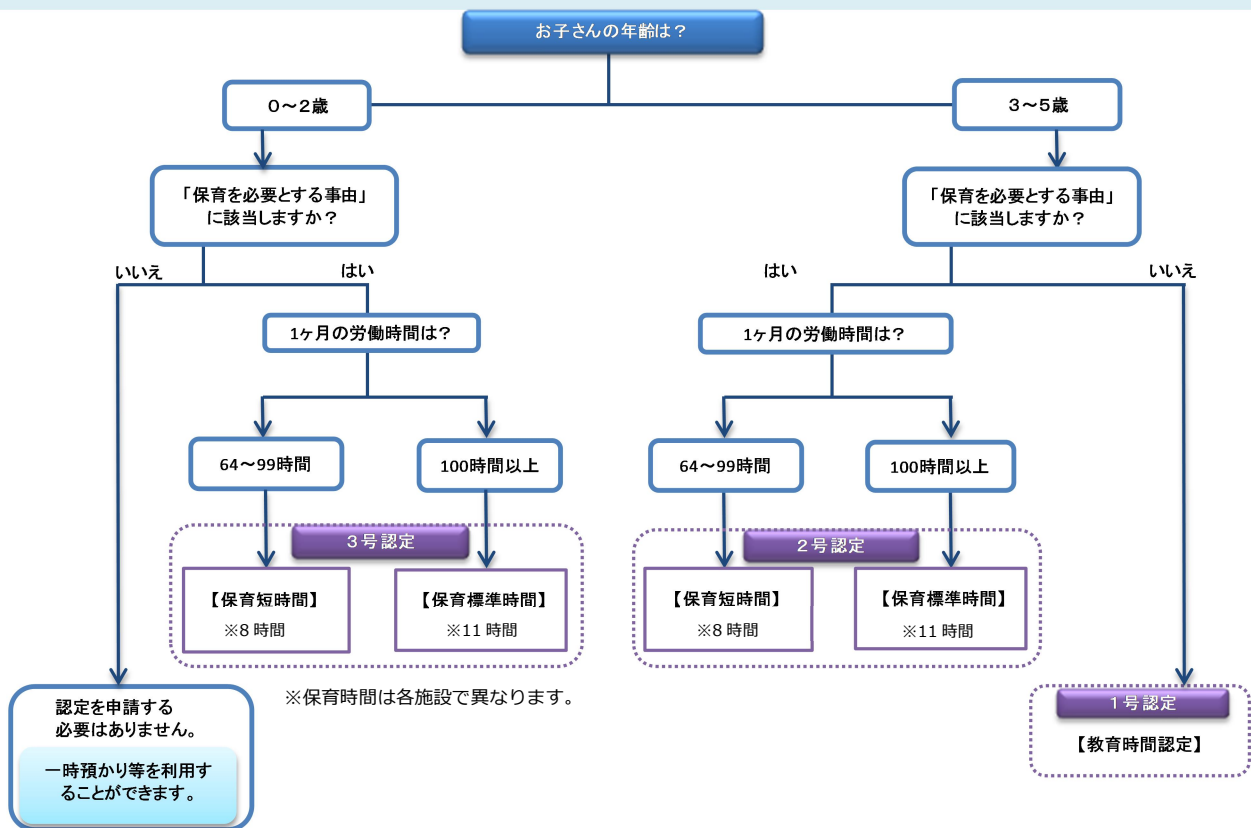
⑤求職活動理由での入所は、入所日から90日経過した日が属する月末までです。

求職中での入園延長はできませんのでご承知おきください。

期限内に就労が決まった場合は、変更申請により継続入所が可能です。

(裏面へ)

あなたの認定区分は？



○保育を必要とする事由

次のいずれかに該当する必要があります。

1. 就労
2. 妊娠、出産
3. 保護者の疾病、障害
4. 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5. 災害復旧
6. 求職活動（起業準備を含む）
7. 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
8. 虐待やDVのおそれがあること